

農ある暮らし地域サポーター事業実施要領

令和5年3月16日 4農振第781号

(趣旨)

第1 この要領は、信州での農ある暮らしを一層支援し、多様な担い手による農地の有効利用、農村の地域コミュニティの活性化、新規就農の裾野拡大等を図るため、県内各地の農ある暮らしに対するアドバイス業務等を実施する「農ある暮らし地域サポーター」(以下「サポーター」という。)の登録・派遣等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の範囲)

第2 サポーターは、長野県農政部農村振興課(以下「農村振興課」という。)が依頼する次の業務を行う。

- (1) 信州農ある暮らし農園[※]や市民農園等での栽培セミナーの講師、技術支援、アドバイス
- (2) 市町村や住民グループ等が実施する農ある暮らしセミナー等の講師、アドバイス
- (3) 市町村等が実施する移住セミナー等の講師、アドバイス
- (4) 農ある暮らしに関する情報の発信
- (5) 県が実施する農ある暮らし推進の取組等への参加・協力

※信州農ある暮らし農園

地域の利用希望者に加えて、移住・定住施策との連携により、移住者や二地域居住者にも積極的にPRし、多様な方々による農地利用を促進する市民農園の愛称。この農園では、県が協力し、野菜づくりセミナーや農業機械体験会などを積極的に行う。

(登録及び派遣に係る事務)

第3 サポーターの登録及び派遣に係る事務は、農村振興課及び農業農村支援センターが行う。

2 農業農村支援センターは、本事業の周知を図るとともに、農村振興課と連携し、地域における円な支援体制の構築に努めるものとする。

(サポーターの登録)

第4 登録対象者は県内在住者とし、サポーターとして活動を希望する場合は、登録申請書(様式第1号)により、所轄する農業農村支援センターを経由し農村振興課に申請を行う。

2 農村振興課は、前項の申請をした者が次のいずれかに該当するときは、登録台帳に登録し、農業農村支援センターを経由し、本人あてに登録を証する書面を交付する。

- (1) 長野県農業経営者協会及び長野県農業士協会並びに長野県農村生活マイスター協会の会員である者
- (2) 長野県農ある暮らし相談センター(以下「農ある暮らし相談センター」という。)が運営する自宅訪問ブログで紹介された農ある暮らし実践者
- (3) 地域で農業活動等を行っており、農業農村支援センターや農ある暮らし相談センター、市町村等から推薦を受けた者
- (4) その他、農村振興課が適当であると認める者

3 農村振興課は前項により登録した者のうち、次に該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 本人から登録を辞退する旨の申出があったとき

(2) 農村振興課が相応しくないと判断したとき

4 登録期間は3年間とし、その後意向確認により、更新できるものとする。なお、登録申請受付は、年間を通して随時行う。

(サポーターの派遣対象)

第5 サポーターの派遣対象は、県内の自治体、団体等及び県内在住の3人以上の住民グループが行う農ある暮らしの推進や農地の有効利用、農業農村の活性化に資する新たな活動や取組とする。

(サポーターの派遣申請)

第6 サポーターの派遣を希望する者は、サポーター派遣申請書(様式第2号)を所轄する農業農村支援センターを経由し、または直接農ある暮らし相談センター(農村振興課)に提出する。

2 農村振興課は、申請内容を審査し、必要と認められる場合は、派遣決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知しサポーターを派遣するとともに、写しを農業農村支援センターに送付する。

なお、派遣サポーター及び申請者との調整は、原則として農ある暮らし相談センターが行うが、農ある暮らし相談センターとの協議により、農業農村支援センターで実施することができるものとする。

(派遣日数及び派遣時間)

第7 サポーターの派遣に係る時間の上限は原則として別表1のとおりとする。

2 サポーターの派遣を希望する者が、当該時間の上限を超えてサポーターの派遣を希望する場合は、事前に農村振興課に協議するものとする。

(派遣結果の報告)

第8 派遣されたサポーターは、派遣日から起算して15日を経過した日又は活動を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、活動成果を活動内容報告書(様式第4号)により農村振興課に報告するものとする。

(報酬)

第9 農村振興課は、予算の範囲内で、サポーターに対し、別表1に掲げる報酬を支払うこととする。ただし、次の場合は報酬の支払いを行わないことができる。

- (1) 第8の報告に不備があるとき
- (2) 活動報告が虚偽であるとき
- (3) サポーターの活動の相手方やその内容が重複するとき

(サポーターの免責)

第10 免責等の取り決めは次のとおりとする。

- (1) サポーターは、派遣中又はその前後において、事故や約束事の不履行により関係者が損害を被らないよう十分に配慮しなければならない。
- (2) サポーターの派遣に伴って発生した事故災害等による損害は、県は賠償の責を負わない。

(秘密の保持)

第11 サポーターは、その業務を行うに当たって知り得た秘密及び個人情報、支援業務以外に用いてはならない。職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第12 本事業に関する総括は、農村振興課が行う。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

【附則】

この要領は、令和5年3月16日から施行する。

この要領は、令和6年5月31日から施行する。

【別表1】

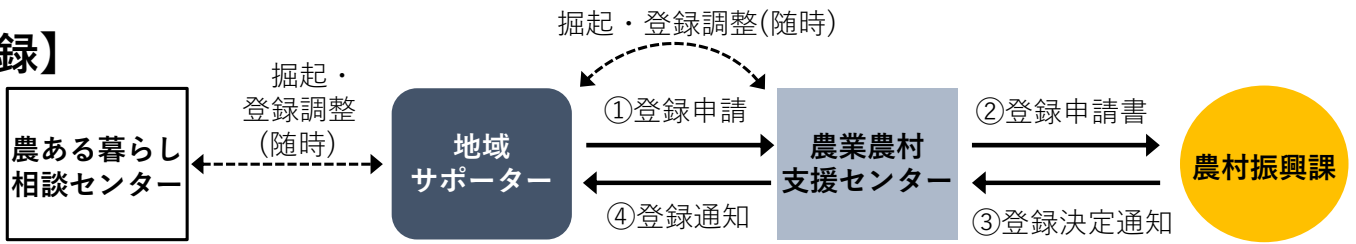
○農ある暮らし地域サポーターの報酬単価（第9関係）

活動内容	単価	支援可能な活動時間	備考
(1) 信州農ある暮らし農園や市民農園等での栽培セミナーの講師、技術支援、アドバイス (2) 市町村や住民グループ等が実施する農ある暮らしセミナー等の講師、アドバイス (3) 市町村等が実施する移住セミナー等の講師、アドバイス	1時間あたり <u>3,150円</u>	1回あたり3時間 (準備、片付けの時間を含む)	・サポーターの旅費は支給しない ・同一案件※での申請は3回まで
(4) 農ある暮らしに関する情報の発信 (5) 県が実施する農ある暮らし推進の取組等への参加・協力	無報酬		

※ 例：A市が農ある暮らし農園で利用者を対象とした栽培講習会を年間通して実施する場合、3回までは本要領で支援が可能です

<農ある暮らし地域サポーター事業>事務フロー

【登録】



【派遣】

